



2023年11月14日

各 位

会社名 株式会社くふうカンパニー
代表者名 取締役兼代表執行役 穂田 誉輝
(コード番号：4376 東証グロース)
問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳
(TEL. 03-6264-2323)

資本金および資本準備金の額の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日公表の「子会社に対する第三者割当による新株式発行（現物出資）に関するお知らせ（会社法第800条の規定に基づく子会社による親会社株式取得）」にてお知らせいたしましたとおり、2024年1月25日を払込期日とする第三者割当増資（以下「本第三者割当」といいます。）を決議しておりますが、本第三者割当実施日付にて資本金および資本準備金の額の減少（以下「本減資」といいます。）を実施することを本日開催の取締役会において、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 減資の目的

本第三者割当にて増額される資本金および資本準備金について、資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第3項および同法第448条第3項の規定に基づき、本減資を行うものであります。また、本減資は本第三者割当が実行されることを条件としております。なお、本減資による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 減資の要領

(1) 減少する資本金および資本準備金の額

資本金および資本準備金の額を、本第三者割当により増加する資本金および資本準備金の額だけ減少します。本第三者割当により増加する資本金および資本準備金の額が確定いたしましたら、速やかに開示いたします。

なお、本減資は、本第三者割当に係る株式の発行により同時に増額する資本金および資本準備金の額を限度として行うものであるため、本減資の効力発生日後の資本金および資本準備金の額は、当該効力発生日前の資本金および資本準備金の額を下回ることはありません。

(2) 減資の方法

減少する資本金および資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 減資の日程（予定）

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議 | 2023年11月14日 |
| (2) 債権者異議申述最終期日 | 2024年1月19日（予定） |
| (3) 本減資の効力発生日 | 2024年1月25日（予定） |

4. 今後の見通し

本減資は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、本減資は本第三者割当による増資と同時に実施することから会社法第447条第3項の定めにより取締役会での決議にて行います。

以 上